

## 島根県障がい者就労支援事業所工賃向上支援事業実施要綱

### 1 目的

障がい者就労支援事業所（以下「事業所」という）が行う工賃向上のための事業に要する経費の一部を補助することにより、事業所の創意ある向上発展を図り、もって事業所を利用する障がい者の工賃水準を向上させることを目的とする。

### 2 実施主体

就労継続支援B型事業を実施する法人

### 3 事業内容

新商品開発・販路拡大事業（別記）

### 4 実施期間

令和7年度事業採択の日から令和8年2月28日までを原則とする。やむを得ない事情がある場合は、令和8年3月31日まで延長することができる。

### 5 県の補助

県は、本事業に要する経費について、予算の範囲内で補助するものとする。

(別記)

## 新商品開発・販路拡大事業

### 1 目的

各事業所が行う新商品開発・販路拡大に要する経費を補助することにより、売上の大幅な増加及び下請からの脱却を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1) 実施主体

工賃向上計画を策定している就労継続支援B型事業を実施する法人

#### (2) 内容

工賃向上計画に基づいて実施する新商品開発・販路拡大に必要と認められる経費（専門家謝金・旅費、原材料費、会議費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、会場借料等）に対し助成を行う。

#### (3) 補助単価

1 事業所あたり 2 / 3 以内

(補助基準額 500 千円、補助上限額 333 千円、千円未満切り捨てとする)

### 3 留意事項

(1) 新商品開発については、専門家の委嘱等による商品化のための試作・改良を対象とし、既存商品のデザイン改良等は対象としない。

(2) 販路拡大については、展示会の開催又は見本市への参加、専門家の委嘱等により行う販路開拓に関する調査・指導及び販路開拓のための広報事業を対象とし、イベント・バザー等での販売活動経費（※）、単なる商品チラシの印刷経費やホームページ改修、既存商品の広告等の経費は対象としない。

(※) 県が行う交流人口の拡大、観光客誘致を目的とした大規模フェアへの出店など、販路拡大効果が大きいと県が認めたものは対象とする。当該経費を対象経費として計上することを希望される場合は、事前協議において、イベントの概要及規模、販売活動等の内容、販路拡大効果が大きいことが分かる資料（任意様式）を提出すること。

(3) 「就労支援の事業の会計処理の基準」等の規定に基づき工賃を払っていない就労継続支援 B 型事業所（余剰金を積み立て処理していない等）は本事業の対象としない。